

令和2年度 かいじあむ古文書講座 第5回

おうちで古文書講座
「医療に関する古文書を読む」
宿題解説

令和2年8月29日 山梨県立博物館

学芸員 中野 賢治

辛亥 二月

近年醫學業根お中...
と不知國毒...
法に攻敵...
に湖と坊...
禁と禁...
波...
お福...
お中...
お全...
お水...

宿題

- (1) 今回読んだ古文書の釈文（翻刻）について、
読点（、）を振ってください。
- (2) 今回読んだ古文書に、ふさわしい題名（資料名）を
つけてください。

近年医業猥ニ相成其職分ニ
無之もの師伝を不受病之緩急
を不知鹵莽に草根木皮を与へ
強に攻撃之峻劑を投し躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間右之
族を禁止之為且同志之者医学
精鍊之為医学館相立度候段
御役所^江御願立ニ付今般各方惣
代ニ相頼候条無相違候就夫盟約書^江
連印致し候上^者御願中之入用^者銘々割
合出金可致候依之頼状如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

まずは(1)から
解説していきます。

近年医業猥二相成其職分二
無之もの師伝を不受病之緩急
を不知鹵莽に草根木皮を与へ
強に攻撃之峻劑を投し躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間右之
族を禁止之為且同志之者医学
精鍊之為医学館相立度候段
御役所^江御願立二付今般各方惣
代二相頼候条無相違候就夫盟約書^江
連印致し候上^者御願中之入用^者銘々割
合出金可致候依之頼状如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻甫順殿

読点（、）を打つには、
声に出して読んでみる
のがよいでしょう。
周囲の迷惑にならない
ように、声を出して
読んでみましょう。

近年医業猥ニ相成其職分ニ

近年医業みだりにあいなりその職分に

無之もの師伝を不受病之緩急

これなきもの師伝を受けず病の緩急

を不知鹵莽に草根木皮を与へ

を知らず鹵莽に草根木皮を与え

強に攻撃之峻剤を投し躋寿

あながちに攻撃の峻剤を投じ躋寿

之仁術を妨候ものも有之候間右之

の仁術を妨げ候ものもこれあり候間右の

族を禁止之為且同志之者医学

族を禁止のためかつ同志の者医学

読みやすいように
読み下し文に
してみます。
まずは前半部分。

近年医業猥ニ相成其職分ニ

近年医業みだりにあいなりその職分に

無之もの師伝を不受病之緩急

これなきもの師伝を受けず病の緩急

を不知鹵莽に草根木皮を与へ

を知らず鹵莽に草根木皮を与え

強に攻撃之峻剤を投し躋寿

あながちに攻撃の峻剤を投じ躋寿

之仁術を妨候ものも有之候間右之

の仁術を妨げ候ものもこれあり候間右の

族を禁止之為且同志之者医学

族を禁止のためかつ同志の者医学

ではまず
読み下し文に
読点(、)を
打っていきましょう。

近年医業猥ニ相成其職分ニ

近年、医業みだりにあいなり、その職分に

無之もの師伝を不受病之緩急

これなきもの、師伝を受けず、病の緩急

を不知鹵莽に草根木皮を与へ

を知らず、鹵莽に草根木皮を与え、

強に攻撃之峻剤を投し躋寿

あながちに攻撃の峻剤を投じ、躋寿

之仁術を妨候ものも有之候間右之

の仁術を妨げ候ものもこれあり候間、右の

族を禁止之為且同志之者医学

族を禁止のため、かつ同志の者医学

好みの問題も

ありますが、

私はたくさん打つ方が好きです。

近年医業猥ニ相成其職分ニ

近年、医業みだりにあいなり、その職分に

無之もの師伝を不受病之緩急

これなきもの、師伝を受けず、病の緩急

を不知鹵莽に草根木皮を与へ

を知らず、鹵莽に草根木皮を与え、

強に攻撃之峻剤を投し躋寿

あながちに攻撃の峻剤を投じ、躋寿

之仁術を妨候ものも有之候間右之

の仁術を妨げ候ものもこれあり候間、右の

族を禁止之為且同志之者医学

族を禁止のため、かつ同志の者医学

いくつかポイントが
あります。

近年医業猥ニ相成其職分ニ

近年、医業みだりにあいなり、その職分に

無之もの師伝を不受病之緩急

これなきもの、師伝を受けず、病の緩急

を不知鹵莽に草根木皮を与へ

を知らず、鹵莽に草根木皮を与え、

強に攻撃之峻剤を投し躋寿

あながちに攻撃の峻剤を投じ、躋寿

之仁術を妨候ものも有之候間右之

の仁術を妨げ候ものもこれあり候間、右の

族を禁止之為且同志之者医学

族を禁止のため、かつ同志の者医学

「師伝を受けず」
「病の緩急を知らず」

(文字数が違いますが)

「Aを」 「Bせず」、
「Cを」 「Dせず」

という対句的表現です。

近年医業猥ニ相成其職分ニ

近年、医業みだりにあいなり、その職分に

無之もの師伝を不受病之緩急

これなきもの、師伝を受けず、病の緩急

を不知、**鹵莽に草根木皮を与へ**

を知らず、鹵莽に草根木皮を与え、

強に攻撃之峻剤を投し躋寿

あながちに攻撃の峻剤を投じ、躋寿

之仁術を妨候ものも有之候間右之

の仁術を妨げ候ものもこれあり候間、右の

族を禁止之為且同志之者医学

族を禁止のため、かつ同志の者医学

「鹵莽に草根木皮を与へ」
「強に攻撃之峻剤を投じ」

(これまた文字数が違いますが)

「Aに」 「Bを」 「Cし」、
「Dに」 「Eを」 「Fす」
という副詞を伴う
対句的表現です。

近年医業猥ニ相成其職分ニ

近年、医業みだりにあいなり、その職分に

無之もの師伝を不受病之緩急

これなきもの、師伝を受けず、病の緩急
を不知鹵莽に草根木皮を与へ
を知らず、鹵莽に草根木皮を与え、

強に攻撃之峻剤を投し躋寿

あながちに攻撃の峻剤を投じ、躋寿

之仁術を妨候ものも有之候間右之

の仁術を妨げ候ものもこれあり候間、右の

族を禁止之為且同志之者医学

族を禁止のため、かつ同志の者医学

理由を示す「間」、
並列を示す「且」など
前後で文章が切れる
文字があります。

活字の古文書を読む
ことで、こうした
漢文訓読調の文体に
慣れておきましょう。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ

近年、医業みだりにあいなり、その職分に

無之もの、師伝を受、病之緩急

これなきもの、師伝を受けず、病の緩急

を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、

を知らず、鹵莽に草根木皮を与え、

強に攻撃之峻劑を投し、躋寿

あながちに攻撃の峻劑を投じ、躋寿

之仁術を妨候ものも有之候間、右之

の仁術を妨げ候ものもこれあり候間、右の

族を禁止之為、且同志之者医学

族を禁止のため、かつ同志の者医学

これをもとに、
釈文（翻刻）に
読点（、）を
振っていきます。

読点は文字通り読む
ための点です。
読点を振るためには
読めていなければ
なりません。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ

無之もの、師伝を不受、病之緩急

を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、

強に攻撃之峻劑を投し、躋壽

之仁術を妨候ものも有之候間、右之

族を禁止之為、且同志之者医学

前半分ができました。

読み下し文を書く

必要はありませんが、

読み上げられなければ

読点はつけられません。

くずし字だけでなく、

活字の古文書にも

親しんでおきましょう。

精鍊之為医学館相立度候段

精鍊のため医学館あい立てたく候段

御役所^江御願立ニ付今般各方惣

御役所へ御願立につき今般各方惣

代ニ相頼候条無相違候就夫盟約書^江

代にあい頼み候条相違なく候それにつき盟約書へ

連印致し候上^者御願中之入用^者銘々割

連印致し候上は御願中の入用は銘々割

合出金可致候依之頼状如件

合出金致すべく候これにより頼状件の如し

後半も同様に読んで
いきましょう。

精鍊之為医学館相立度候段

精鍊のため、医学館あい立てたく候段、

御役所^江御願立ニ付今般各方惣

御役所へ御願立につき、今般各方惣

代ニ相頼候条無相違候就夫盟約書^江

代にあい頼み候条、相違なく候、それにつき、盟約書へ

連印致し候上^者御願中之入用^者銘々割

連印致し候上は、御願中の入用は、銘々割

合出金可致候依之頼状如件

合出金致すべく候、これにより頼状、件の如し

前半と同様、「為」や
「段」、「条」など
前後の文章が区切れる
言葉に注目します。

「二付」や
「者（は）」でも
区切れることが
多いです。

精鍊之為医学館相立度候段
精鍊のため、医学館あい立てたく候段、

御役所^江御願立ニ付今般各方惣
御役所へ御願立につき、今般各方惣

代ニ相頼候条無相違候就夫盟約書^江
代にあい頼み候条、相違なく候、それにつき、盟約書へ

連印致し候上^者御願中之入用^者銘々割
連印致し候上は、御願中の入用は、銘々割

合出金可致候依之頼状如件
合出金致すべく候、これにより頼状、件の如し

先ほども言いましたが
私は読点多めが
好みです。

丸印のあたりは
人によっては
読点を打たないかも
しれません。

精鍊之為医学館相立度候段

精鍊のため、医学館あい立てたく候段、

御役所^江御願立ニ付今般各方惣

御役所へ御願立につき、今般各方惣

代ニ相頼候条無相違候就夫盟約書^江

代にあい頼み候条、相違なく候、それにつき、盟約書へ

連印致し候上^者御願中之入用^者銘々割

連印致し候上は、御願中の入用は、銘々割

合出金可致候依之頼状如件

合出金致すべく候、これにより頼状、件の如し

また、人によっては
末尾に読点を打つ方も
おられます。

私は読点は「文章を
読む上での区切りの
記号」と考えています
ので、文末には不要と
判断しています。

精鍊之為、医学館相立度候段、

精鍊のため、医学館あい立てたく候段、

御役所^江御願立二付、今般各方惣

御役所へ御願立につき、今般各方惣

代二相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江

代にあい頼み候条、相違なく候、それにつき、盟約書へ

連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割

連印致し候上は、御願中の入用は、銘々割

合出金可致候、依之頼状、如件

合出金致すべく候、これにより頼状、件の如し

ともかく読み下しを
もとに、翻刻に
読点を振って
いきましょう。

精鍊之為、医学館相立度候段、

御役所^江御願立二付、今般各方惣

代二相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江

連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割

合出金可致候、依之頼状、如件

後半分ができました。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立二付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

読点（、）の解答例は
右の通りです。

あくまでも一例です。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立ニ付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

続いて(2)に
移ります。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立二付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

題名（資料名）は
古文書が何のために
作られたかがわかる
ものが望ましいです。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立ニ付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

ということは、
何のために
作られたかを
把握しないと
題名はつけられない
ということです。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立二付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻甫順殿

通常であれば
古文書の最初に
(一番右側、
「袖」ともいいます)
「事書(ことがき)」
という内容の簡略な
説明があります。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立ニ付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻甫順殿

題名はその「事書」を
もとに、内容の情報を
付け加えてつける
ことが多いです。
今回は「事書」が
ないので、
内容からつけます。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立ニ付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

この古文書は
何のために作られたの
でしょうか。

それはこの古文書の
主題（中心的な話題）
に関係します。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋壽
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立二付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

この部分では、
きちんとした知識を
持たず、医者
のまねごとをするものを
禁止するため、と
医学館設立の理由を
述べています。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、**且同志之者医学**

精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立ニ付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

「且」でつながれた
この部分も、
医者^者の精鍊のため、と
医学館設立の理由を
述べています。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、**医学館相立度候段、**
御役所^江御願立二付、今般各方惣
代二相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

ここでは医学館設立の
願を役所へ提出する
ため、各方面の惣代に
依頼したことを
述べています。

近年、医業猥二相成、其職分二
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立二付、今般各方惣
代二相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿
三枝松寿殿
小出玄弥殿
志村甫立殿
辻 甫順殿

医学館設立のため、
各方面の惣代たちが
盟約書に連印をし、
願出にかかる費用を
地域全体で負担する
ことを取り決めた
とあります。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立ニ付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

そのためにこのような
頼状を作った、
とあります。

作成者はこの古文書を
「頼状」と
認識しています。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立ニ付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

さて、ここまで読んで
全ての部分にかかる
内容がありましたね？

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、**医学館**相立度候段、
御役所^江御願立ニ付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

医学館（の設立）です。

いろいろ書き方は
ありますが、
簡潔に内容を示すと
すると

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、**医学館**相立度候段、
御役所^江御願立ニ付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

「医学館設立につき
頼状」
くらいが題名としては
よいのでは
ないでしょうか
(あくまで一例です)。

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立ニ付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

最後に、全体の
現代語訳を
つけておきます。

近年、医業猥二相成、其職分二
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立二付、今般各方惣
代二相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

近年、医者の仕事がい
いかげんになり、医者
でもないものが、師匠
からの教えも受けず、
病気の進行のしかたも
知らず、軽率に薬を与
え、無理やり力の強すぎ
る薬を投与し、

近年、医業猥ニ相成、其職分ニ
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立二付、今般各方惣
代ニ相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻 甫順殿

妨げの禁止医学館を願
を以て、また医学館へ
術を以て、かつ医学館
仁術も、かつ医学館
かす者、かつ医学館
生かなし、かつ医学館
人を生かす者、かつ医学館
るよう、かつ医学館
出ること、かつ医学館

近年、医業猥二相成、其職分二
無之もの、師伝を不受、病之緩急
を不知、鹵莽に草根木皮を与へ、
強に攻撃之峻劑を投し、躋寿
之仁術を妨候ものも有之候間、右之
族を禁止之為、且同志之者医学
精鍊之為、医学館相立度候段、
御役所^江御願立二付、今般各方惣
代二相頼候条、無相違候、就夫、盟約書^江
連印致し候上^者、御願中之入用^者、銘々割
合出金可致候、依之頼状、如件

嘉永四年

辛亥二月

石和御支配所

吉岡西齋殿

三枝松寿殿

小出玄弥殿

志村甫立殿

辻甫順殿

今般各地の惣代に頼んだことは間違いない。それについて、盟約書に連印をしたうえは、願い出の間にかかる経費は、それぞれの地域に割り振って負担する。このことについて、頼状は以上の通り。